

ふくしまベンチャーアワード開催事業 業務仕様書

本仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が（以下「乙」という。）に委託する「ふくしまベンチャーアワード開催事業」（以下「本事業」という。）を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

1 本事業の目的

本県は、復興・創生に向けて女性や若者を始めとした様々な人たちが起業しやすい環境の整備を図り、起業が次々と生まれる「スタートアップの地ふくしま」の実現を目指している。

一方で、アーリーステージの起業家は事業拡大を目指す上で、「金融機関からの信用のなさ」「知名度の低さ」「異なるステージの起業家に出会えない」といった課題に直面する。本事業では優れた起業者を表彰し、広報の機会やマッチングの場を提供することでさらなる飛躍に導き、これら起業家の姿を情報発信することで、全県的な起業機運の醸成を図る。

2 業務内容

以下の業務を行うこと。

(1) ふくしまベンチャーアワード2025(仮称)の開催

県内で意欲を持って事業に取り組んでいる起業家を表彰する「ふくしまベンチャーアワード2025(仮称)」の事務局として、甲との緊密な連携の下、以下の業務に取り組むこと。なお、具体的な記載がなくても、実施にあたり甲が必要と判断した業務を含むものであること。

① 開催内容

ア 県内の意欲ある優秀な起業家を発掘し、プレゼン支援、PRの場の提供、表彰を行うこと

イ 県内の起業を取り巻く関係者が一堂に会し、意見交換など情報共有ができる交流の場を作ること

（想定する参集者の属性：起業希望者、本県創業補助金採択者、本県で既に活躍している起業家、過年度アワード参加者、投資家、金融機関、創業支援機関、自治体職員等）

ウ 県全域にわたり起業への興味関心を喚起すること

② 業務内容

ア 開催準備

- ・募集要項の作成、会場の選定、審査員の選定、審査要領の作成、エントリー用の専用WEBサイトの作成
- ・広報用チラシを作成し、県が指定する宛先に送付すること（送付先は300先を想定：8,000部を印刷）
- ・協賛企業の募集、副賞の設定
- ・県内インキュベート施設等への広報活動

イ 応募受付・審査

- ・応募書類のとりまとめ及び一次審査（書面審査：通過者20者程度）に係る結果の通知・発送
- ・審査員から各プランへの講評を通し、応募者へのフィードバックを実施
- ・二次審査（プレゼンテーション：通過者9者程度）の運営及び連絡調整

ウ メンタリング

- ・一次審査及び二次審査通過者に対し、プレゼンスキルの向上や事業のブラッシュアップを目的としたメンタリングを実施すること
- ・一次審査落選者を対象にフォローアップオンラインセミナーの開催
- ・二次審査落選者を対象に個別メンタリングを実施

エ 最終選考会

- ・アワード当日の準備・司会選定・会場選定・装飾・運営及びオンライン配信（アーカイブ含む）の併設
- ・基調講演の発表者の提案、選定、当日の手配等の一連の業務を行う
- ・最終選考会開幕動画の作成
- ・発表者の個々の短編動画を作成し、当日の演出として活用するとともに、発表者に提供すること
- ・表彰式は趣向をこらし、盛大に執り行うこと（垂れ幕、花の装飾など）。また適宜最終選考会を盛り上げる仕掛けを県宛て提案すること

オ 交流会

- ・アワード関係者（発表者、視聴者、過去の参加者等）のマッチングを目的とした交流会を開催すること（交流会の仕様については、事前に県宛て協議すること）
- ・過年度受賞者のブース展示により、過年度受賞者の交流会参加を呼びかけし、直接交流できる機会を捻出すること

カ アワード開催後の取組について

- ・マスメディア等を活用して受賞者の活動内容を広報すること（例：動画制作、Web掲載等）
- ・受賞者をはじめとする参加者を紹介するパンフレットを作成し、甲が指定する宛先に送付すること（送付先は300先を想定、2,000部を印刷）。また、WEBサイトでも公開する

(2) 業務の報告

- ① 業務の進捗状況について、2ヶ月に1回以上書面で報告すること
- ② 各業務の成果を取りまとめ、実施報告書を作成し、紙媒体1部を納品すること

3 成果目標

以上の業務を通して、以下の成果目標を目指すものとする。

- (1) ふくしまベンチャーアワードへの応募者：60者以上（令和6年度実績60者）
- (2) 当日参加者（会場・オンライン含む）：200者以上

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）まで

5 契約に関する条件等

乙は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に甲と協議して了承を得ること。

6 関係書類の整備

委託費については、その内容を明らかにするため、委託業務に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理するとともに、会計関係帳簿等の本業務に係る書類を5年間保存すること。

7 契約に関する条件等

国・県等の関係機関からの検査がある場合には協力すること。